

日本公開天文台協会「公開天文台100周年記念事業委員会」設置要綱

(2023年9月13日 運営委員会承認)

(設置)

第1条 2026年11月21日に公開天文台100周年を迎えるにあたり、その記念事業を実施することを目的として、会則第11条に定める委員会として「公開天文台100周年記念事業委員会」(以下、委員会)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公開天文台100周年記念事業(以下、記念事業)を実施するため、次の事項を行う。

- (1) 記念事業の立案、実施に関すること。
- (2) 記念事業の実施スケジュールの立案と進行管理に関すること。
- (3) 記念事業についての関係機関・団体との連絡調整や連携に関すること。
- (4) その他、記念事業に関連すること。

(組織)

第3条 委員会は、本会の個人会員、準会員をもって組織する。委員のうち一定数は役員が務めるものとする。

2 委員長は委員の互選により選出する。委員長は委員会の会務を総理する。

3 副委員長は委員長が指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その任務を代理する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2023年(令和5年)9月13日から施行する。